

# 第3期 白子町地球温暖化対策実行計画

改正版

令和5年3月

千葉県 白子町

## ■目次

1. 背景	
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2. 基本的事項	
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
3. 温室効果ガスの排出状況	
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	9
4. 温室効果ガスの排出削減目標	
(1) 目標設定の考え方	10
(2) 温室効果ガスの削減目標	10
5. 目標達成に向けた取組	
(1) 取組の基本方針	11
(2) 具体的な取組内容	11
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 進捗状況の公表	16

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能

エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

地球温暖化対策計画では、事務事業編に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。また、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

なお、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。

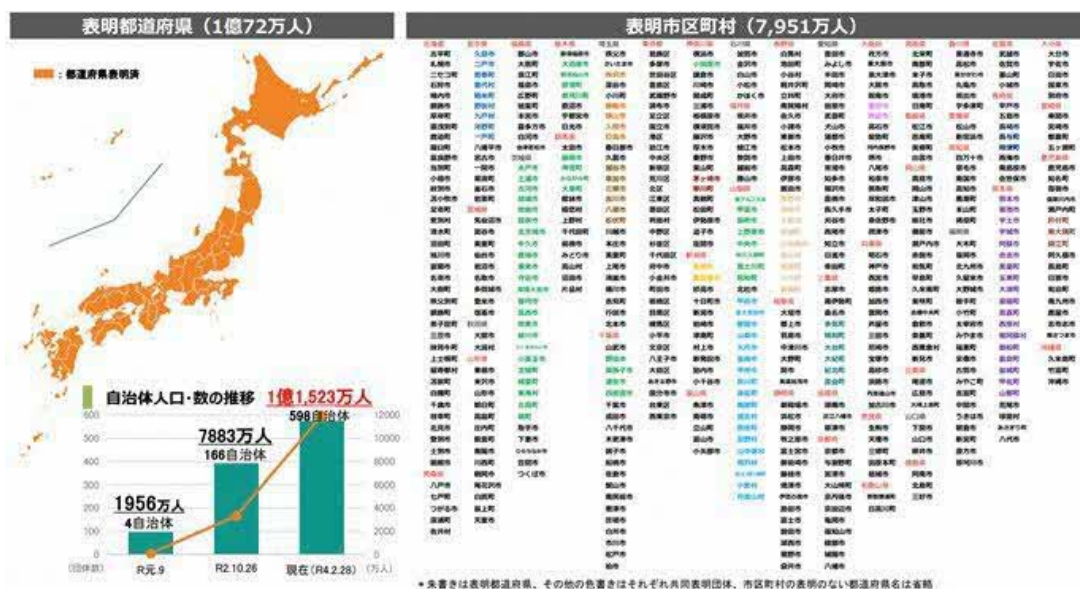


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

白子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「白子町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、白子町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

白子町事務事業編の対象範囲は、白子町の全ての事務・事業とします。

表2 対象とする施設

所 管 課	施 設 名
総務課	防犯灯・緊急避難施設
企画財政課	役場庁舎・防災行政無線・公用車
税務課	公用車
建設課	重機・排水機場・道路照明等・町営住宅・公用車
産業課	揚水機場・公用車
商工観光課	公衆トイレ・公用車
健康福祉課	農業者健康管理施設・白潟ふれあいセンター 南白亀ふれあいセンター・関ふれあいセンター 公用車
環境課	第1クリーンセンター・第2クリーンセンター 第3クリーンセンター・公用車
住民課	白潟保育所・南白亀保育所・関保育所・学童保育
ガス事業所	事務所・ガバナー室・公用車
教育課	白潟小学校・関小学校・南白亀小学校・白子中学校
生涯学習課	青少年センター・公民館・少年野球場・サッカー場 テニスコート・バス・公用車
学校給食センター	学校給食センター・公用車

### (3) 対象とする温室効果ガス

白子町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (4) 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。ただし、法令の改正や社会経済情勢の変化などがあった場合、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

項目	年度				
	2013	…	2023	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		目標年度
計画期間			→		

図 2 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

白子町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び白子町総合計画に即して策定します。

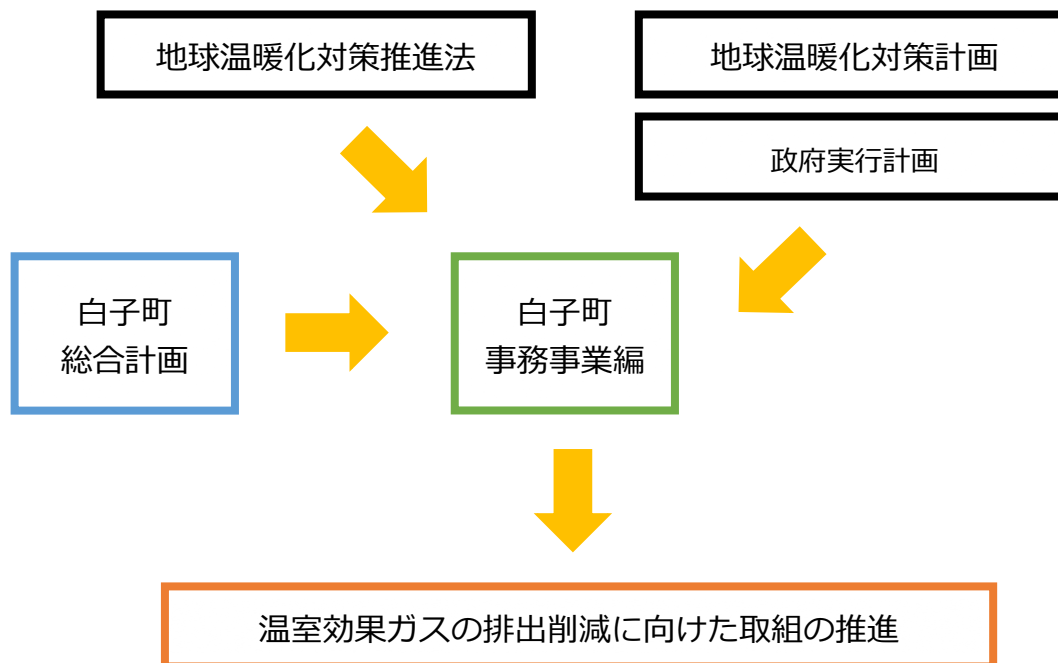


図 3 白子町事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

白子町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2021年度は1,227t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度である2013年度の1,562t-CO<sub>2</sub>と比較すると、21.4%の減少となっています。

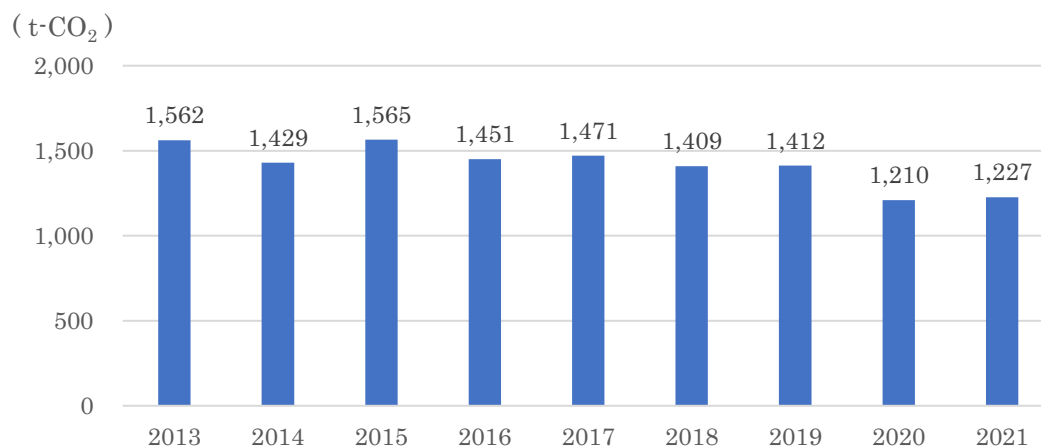


図 4 白子町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



2013年度の所属課別では、環境課が全体の37%を占め、次いで企画財政課14%、教育課14%となっています。

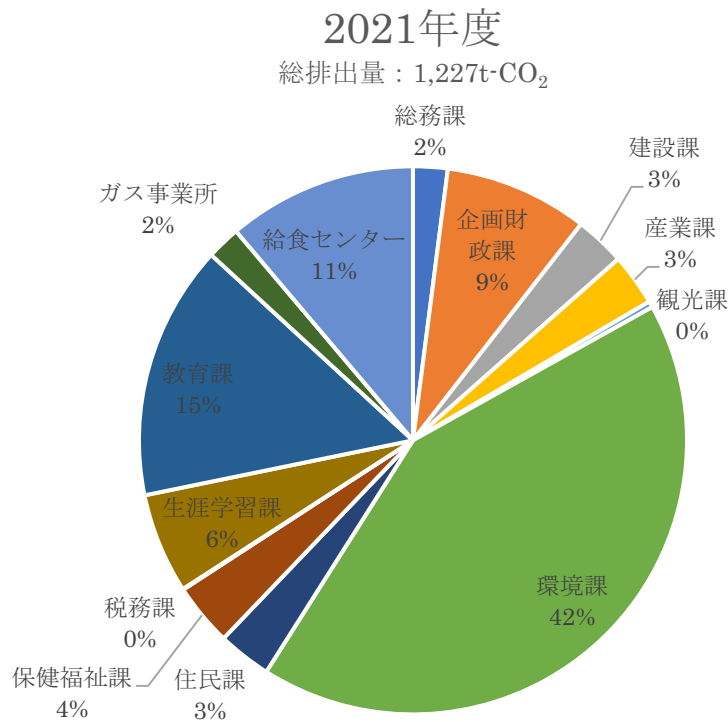
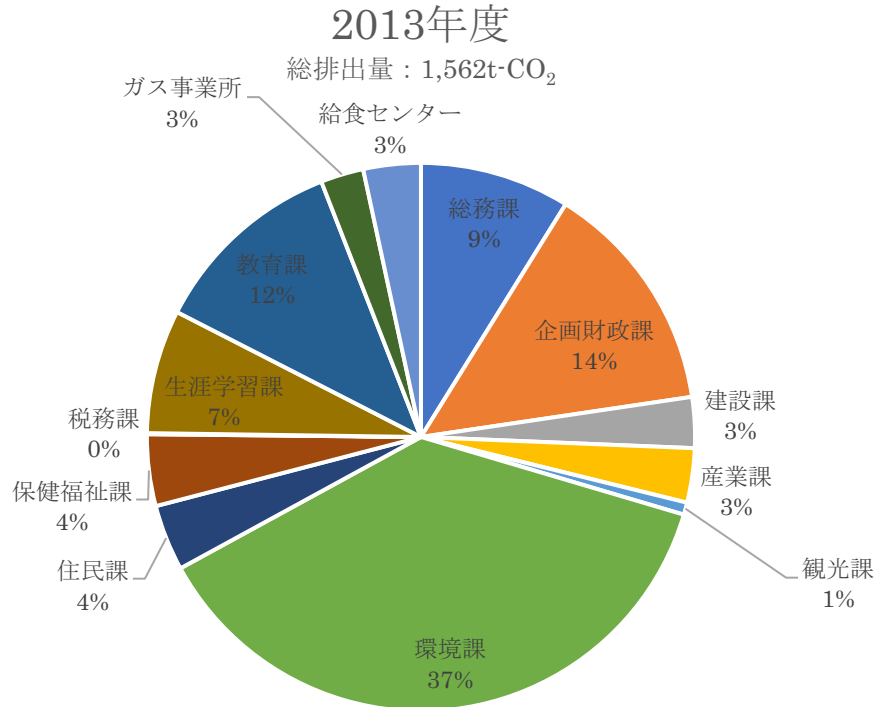


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合

また、2013年度のエネルギー種別では、電気が全体の85%を占め、次いで都市ガス11%、ガソリン3%、軽油1%となっています。

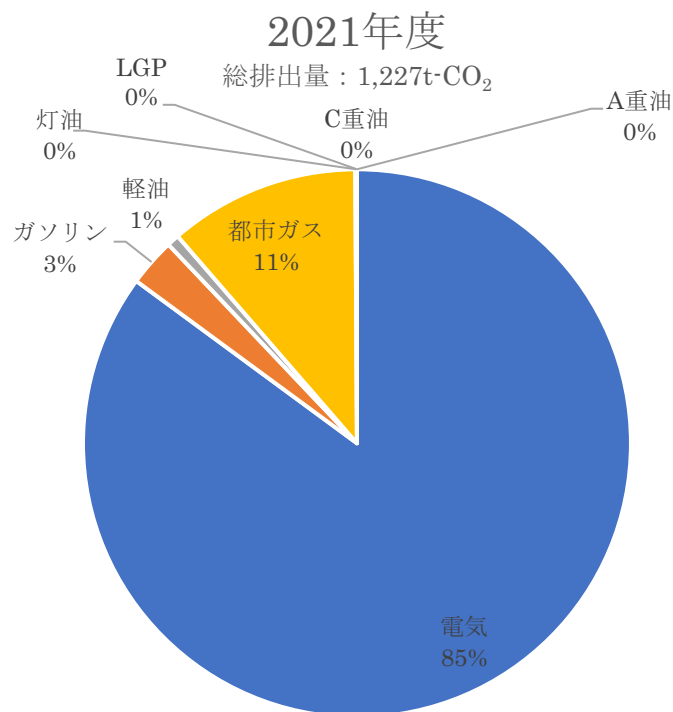
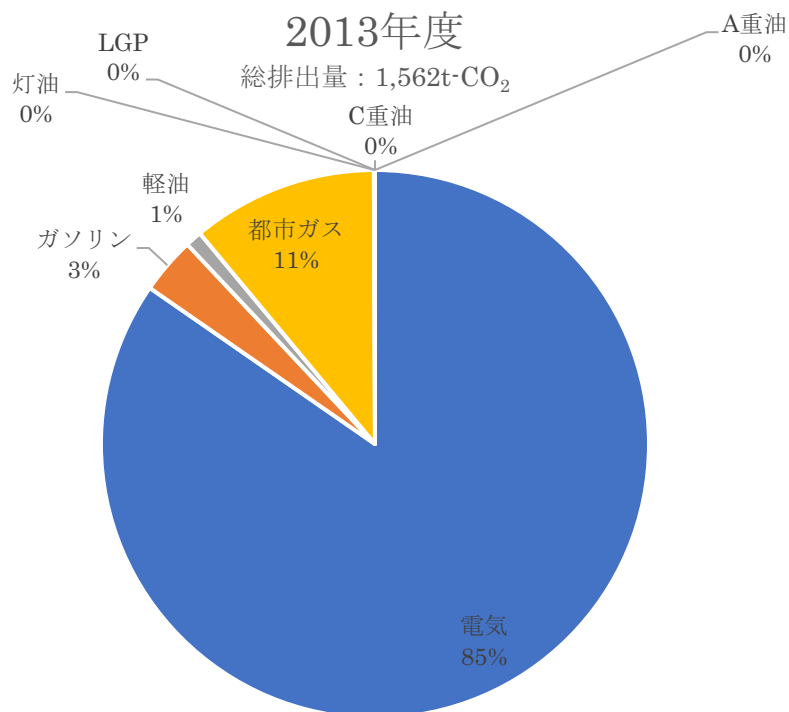


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

白子町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

### ① 増加要因

- 公共施設の老朽化に伴う燃料消費量の増加
- 小中学校各教室へのエアコンの導入
- 給食センター建て替えに伴う空調設備の導入

### ② 減少要因

- 防犯灯や庁舎のLED化
- 青少年センターの空調機器をガスによる全体管理から電気（エアコン）による部屋ごとの管理へ変更
- 日常業務での空調機器の適正な温度設定

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、白子町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	参考年度 (2021年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,562t-CO <sub>2</sub>	1,227t-CO <sub>2</sub>	844t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	21.4%	46%

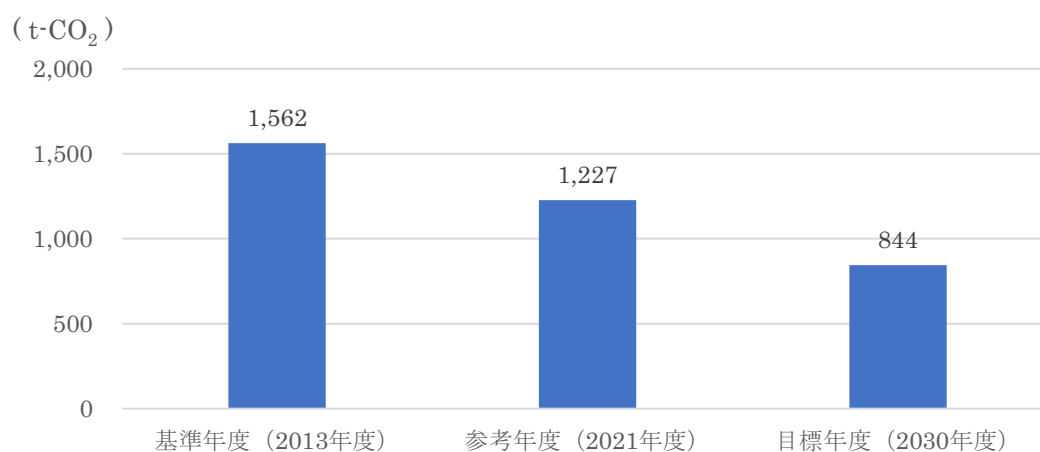


図7 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ② 施設設備等の更新

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入を進めます。
- 高効率照明への買い換えを順次行います。
- 太陽光発電設備を設置するための改修事業、ZEB 基準相当に適合させるための改修事業、省エネルギー基準に適合させるための改修事業、LED 照明の導入のための改修事業等を検討し実施します。

#### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

- 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。
- 使い捨て容器の購入は極力控えます。

#### ④ 廃棄物の発生抑制と再資源化（廃棄物の減量とリサイクル化の促進）

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- 庁内LANシステムなど、電子メディアを利用したペーパーレス化を図ります。

#### ⑤ 公用車の管理及び燃料削減の取組

- 公用車から離れるときは、必ずエンジンを止め、必要以上のアイドリングは控えます。
- 公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入についても積極的に検討します。
- 公用車の運行時に、急発進及び急加速は行わないよう心がけます。

- 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がけます。
- 公用車のオイル交換等の整備は、適正な時期に行い、常に燃費の向上について意識を高めます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りします。

#### ⑥ 職員の日常の取組

- 地球温暖化対策推進委員による職員への意識啓発に取り組みます。
- 昼の休憩時間や時間外勤務時等においては、不必要箇所を消灯します。
- トイレは原則として消灯し、利用状況に応じて点灯します。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- 退庁時には身の周りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜きます。
- O A 機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- 役場庁舎及び各施設の冷暖房については、適正な温度管理（冷房 28℃、暖房 20℃）と利用状況に応じた管理を行います。
- 日常的に節電の励行に努めます。
- 日常的に節水を心がけます。

#### ⑦ その他の取組

- クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設けます。
- 会議資料の簡素化、資料の共有化に努めます。
- 庁舎内での連絡事項や情報等については、庁内 LAN を活用し物理的な資源の使用を抑えます。
- 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進に努めます。
- 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- 公共施設の緑化を推進します。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

白子町事務事業編を推進するために、副町長を地球温暖化対策統括者とします。また、環境課長を委員長とする「地球温暖化対策推進委員会」を設けます。なお、各課等に「地球温暖化対策推進委員」を1名程度配置し、取組を着実に推進します。

#### ① 地球温暖化対策推進委員会

- ・ 環境課長を委員長とし、各課等の地球温暖化対策推進員で構成します。計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催します。
- ・ 白子町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の協議・検討を行います。
- ・ 計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものします。
- ・ 事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。
- ・ 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供します。
- ・ 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供します。

#### ② 地球温暖化対策推進委員会事務局

環境課を事務局とします。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

#### ③ 地球温暖化対策推進委員

各課等に1名程度を配置します。各課等において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

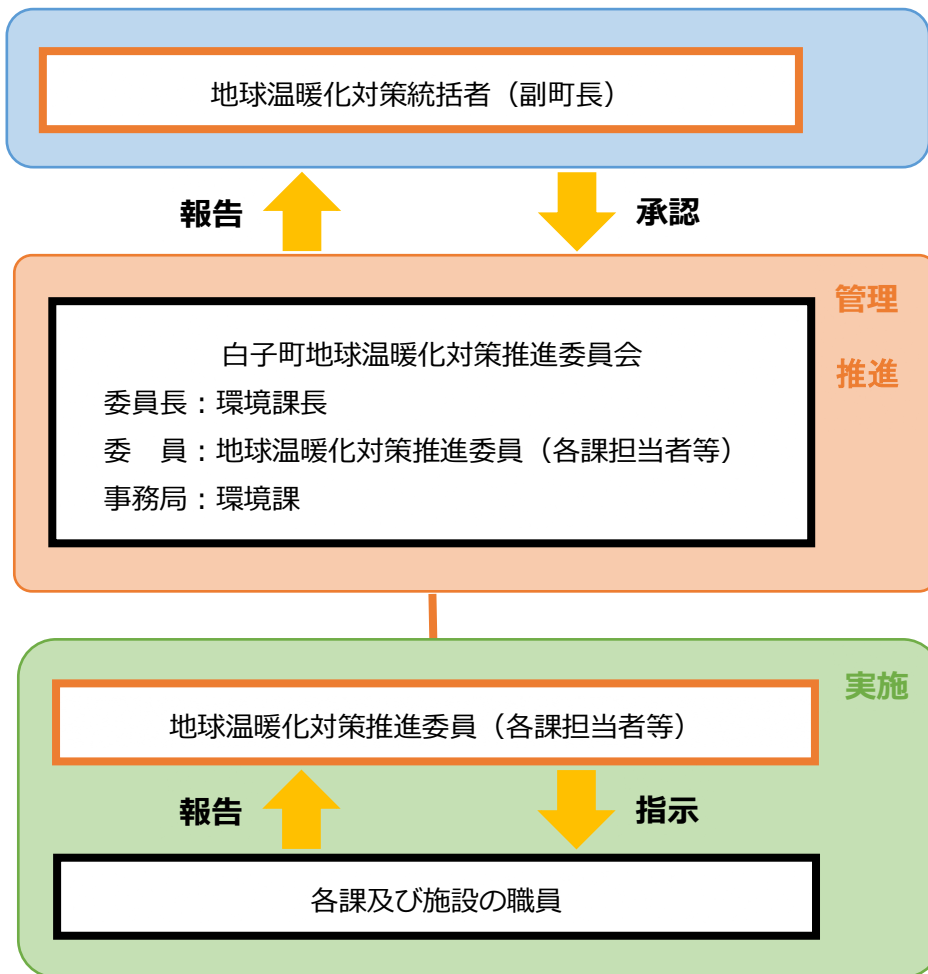


図 8 白子町事務事業編の推進体制



## (2) 点検・評価・見直し体制

白子町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、白子町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

### ① 毎年のPDCA

白子町事務事業編の進捗状況は、推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、白子町事務事業編の改定を行います。

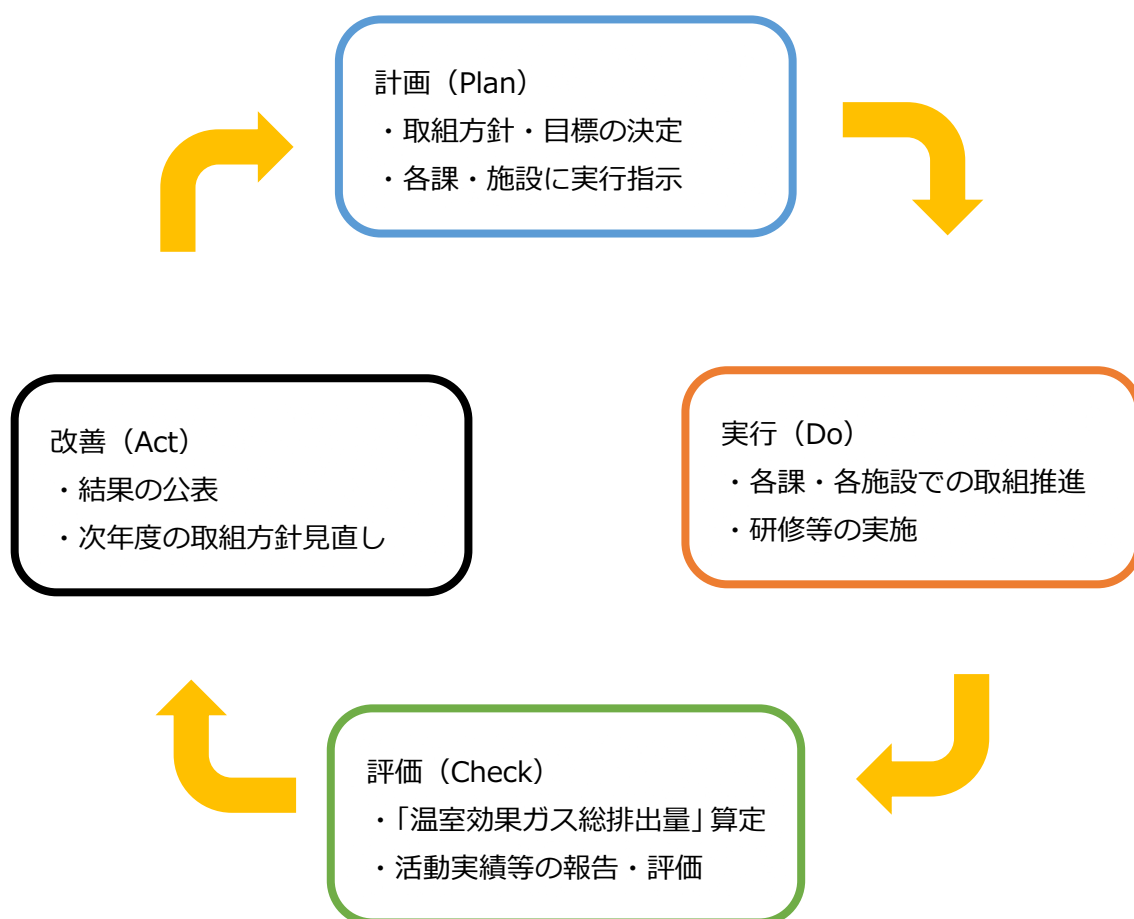


図 9 毎年のPDCAイメージ

### (3) 進捗状況の公表

白子町事務事業編の進捗状況は、白子町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。